

# 「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正案について

令和3年2月  
安全政策課

## 1. 背景

バス・タクシー車内への持込が禁止される危険物については、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十八条第一項に基づき、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号、以下「運輸規則」という。）第五十二条に規定されており、当該持込禁止物の一つに「引火性液体」がある。加えて、当該引火性液体の一つである「アルコール」については、旅客自動車運送事業用自動車による危険物等の運送基準を定める告示（令和二年国土交通省告示第千四百六号）において、漏れるおそれのないように保護された2リットル以下のものであれば、運輸規則に規定される持込禁止物の対象外とする旨が規定されている。

今般、運輸規則第五十二条の規定について、アルコールの中でも特に引火性の低い酒類については、日常生活やツアー時の土産等で持ち込まれることも想定されることから、より実態に即した円滑な運用に向けて、「度数の低い（70度以下）アルコール性飲料」に関しては持込禁止物に該当しないことを明確化する旨の解釈を追加することとする。

## 2. 改正の概要

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部を改正し、運輸規則第五十二条に持込禁止物として規定される「アルコール」について、「度数70度以下のアルコール性飲料」は該当しない旨を明記する。

## 3. 今後のスケジュール（予定）

通達発出：令和3年2月下旬